

被災者援護協力団体の登録制度説明会

～地域と被災者援護協力団体の連携を考える～

過去の災害では、経験豊かなNPOやボランティア団体が被災地に入り、被災された方に寄り添った支援をしてきました。しかし、混乱している被災地にとって、初めて会う支援団体と、信頼しあえるまで時間がかかります。この登録制度は、支援団体と地方公共団体とが、平時から、顔のみえる関係を作ることで、災害時に官民連携による被災者支援が実現することを目指します。

日時	2026年1月13日（火）10:30～12:00（9:30開場・受付）
対象	災害時に被災者支援活動を行う、もしくは被災者支援活動を検討されているNPO・ボランティア団体等、災害中間支援組織の関係者、自治体防災担当者
定員	現地開催50名・オンライン100名（先着順）
場所	佐賀県社会福祉会館 大会議室 https://www.sagaken-shakyo.or.jp/access/ JR佐賀駅から、佐賀市営バス（若楠線）「唐人町」下車（2分）後、徒歩6分 タクシー5分
主催・協力	主催：内閣府 協力：一般社団法人 佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）、JVOAD



プログラム

※ 開催者の都合により、本プログラムは予告なく変更する可能性がございます。予めご了承願います。

【第1部】トークセッション・地域組織との意見交換 10:30～12:00

10:30～10:35 開催のご挨拶（内閣府）



10:35～11:15 被災者援護協力団体の登録制度説明とトークセッション

JVOAD明城氏を聞き手に、内閣府より本制度が求められている背景を、セッション形式でご説明します。

11:15～11:55 「佐賀県」「県社協」「企業」「NPO」で考えるラウンドテーブル（SPF）

佐賀の四者連携メンバーに大阪公立大学の菅野拓氏を交えての対話型セッションを実施します。

佐賀県 野上浩輔 氏、佐賀県社協 小松美佳氏、日遊協 大野英明氏、Civic Force 根木佳織氏

11:55～12:00 閉会のご挨拶

【第2部】内閣府との個別グループセッション 13:00～14:20

本制度へのご登録を希望する地域組織の方へ、個別に説明する機会とさせていただきます。

事前予約必須、現地でのみ実施致します。1グループ最大10名様にて、各会20分のセッションを4枠。
 各セッション予定開始時間（13:00～13:20、13:20～13:40、13:40～14:00、14:00～14:20）

お申し込み時に、お申込み方法リンクより、ご希望のお時間を1枠ご選択下さい。なお、お申し込みいただいた枠がご満席の場合、事務局より調整のご依頼をさせていただく可能性がございます。

申込方法

Microsoft Forms ※下記URL又は右記QRコードよりアクセスしてください。
<https://forms.office.com/e/nLxL3CrkSE>

申込締切

2026年1月13日（火）

問合せ先

運営事務局	：合同会社デロイトトーマツ受託
Eメール	：k_kajioka002@jtb.com 電話番号：080-8493-0359
担当者	：カジオカ
受付時間	：平日10:00～17:00



登壇者

被災者援護協力団体の登録制度説明とトークセッション

説明者 澤 邦之 氏

内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 参事官補佐

内閣府における、普及・防災教育・NPOボランティア連携担当として、「被災者援護協力団体の登録制度」の運用等を担当。

聞き手 明城 徹也 氏

特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD) / 事務局長

米国の大学を卒業、建設会社勤務後、NGO業界に転身し、アフリカなどの途上国支援に携わる。東日本大震災での支援経験から JVOAD の立上げに参加し、事務局長に就任。

制度概要

被災者援護協力団体の登録制度とは？

申請受付中

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただきました。
- 団体様が発災直後より被災者支援の担い手として、地域と連動し、その能力を発揮できるよう官民連携体制の強化のため、NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設致しました。
- 今後は、登録団体の情報をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施する想定です。

平時

発災時

事前
申請

NPOボランティア団体等

協力
依頼

自治体

共有

国

データベースへ登録・管理
(今後運用開始予定)



<制度活用の流れ>

- 発災時に被災者支援を行う団体を、申請に基づき登録。
- 被災自治体は、登録団体に対し救助業務への協力を依頼。

<支援団体・受援自治体のメリット>

- 被災自治体は、国の登録団体データベースを活用可能。
- 登録団体は、市町村から被災者等の情報の提供を受けることが可能。

被災者援護協力団体の登録制度申請情報ページ・お問い合わせ

メールアドレス dantai-touroku@cao.go.jp

電話番号 03-5797-7924

担当部署 内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当室
内被災者援護協力団体登録制度担当 あて

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html>

